

水富地区グリーンハイツ自主防災会規約

(名称と事務所所在地)

第1条 この会は、狭山グリーンハイツ自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を狭山グリーンハイツ自治会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害から（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出援護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) 防災訓練に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 本会の会員は、狭山グリーンハイツ自治会（以下「自治会」という。）の加入世帯をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置くものとし、自治会役員および自治委員をもってあてる。

- (1) 会 長 1名 (自治会長の兼務)
- (2) 副 会 長 2名 (自治会副会長の兼務)
- (3) 運 営 委 員 若干名 (自治会会計長および専門部長の兼務)
- (4) 会計監査員 2名 (自治会会計監査員の兼務)

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 運営委員は、運営委員会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計監査委員は、年度末に本会の会計を監査する。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会および運営委員会とする。

(総 会)

第8条 総会は、狭山グリーンハイツ自治会会則第1章第1節（第9条、第11条および第12条）を準用する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の承認および改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事項

3 総会は、その付議事項の一部を運営委員会に委任することができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、会長、副会長および運営委員により構成する。

2 運営委員会は、次ぎに掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する案件について
- (2) 防災計画等の立案に関すること。
- (3) 総会より委任された案件について
- (4) その他運営委員会が特に必要と認めた事項
- (5) その他緊急やむを得ない事項

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関すること。

(会 費)

第11条 本会の会費は、総会の議決をへて別に定める。

(経 費)

第12条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本規約は、平成9年4月1日から施行する。